

定 款

一般社団法人口腔インプラント生涯研修センター

一般社団法人 口腔インプラント生涯研修センター 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人口腔インプラント生涯研修センターと称し、英文では The Lifelong Learning Center for Oral Implantology と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、口腔インプラント学に関する研究及び臨床研修を通じて、広い知識と高度な専門的技能を有する歯科医師の養成を図り、口腔インプラント医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「JSOI」という。）専門医制度規程及びJSOI専門医制度施行細則に定める研修施設としての臨床研修事業並びに研修施設の認定に関する事業
- (2) 学術集会、講演会ならびに研修会等の開催及び研修施設の運営
- (3) 口腔インプラントに関する研究及び調査
- (4) 国内外の関連諸団体との連携及び交流事業
- (5) 口腔インプラント学の成果を社会に還元する活動
- (6) 国民に対する口腔インプラントに関する啓蒙活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 口腔インプラント学に関し学術経験を有する歯科医師で JSOI 専門医制度規程による有資格者（専門医、指導医、専修医）、もしくは JSOI 本会又は支部の役員である者で正会員として申込みを行った者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同する歯科医師で JSOI 本会の会員である者で

- 一般会員として申込みを行った者
- (3) 名誉会員 口腔インプラント学の発展に関して功績が顕著な者で総会の議決により推薦された者
 - (4) 準会員 この法人の目的に賛同する歯科技工士、歯科衛生士及び正会員資格外者で準会員として申込みを行った者
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助する法人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 一般会員が正会員の資格要件を充たした場合は、事業年度の途中であっても、理事会の承認を得て正会員となることができる。

（ 会員の資格の取得 ）

- 第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
- ただし、正会員又は一般会員になろうとする者は、この法人への入会申し込み に先立ち、JSOI 本会に入会していることを要する。

（ 会費などの負担 ）

- 第 8 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（ 任意退会 ）

- 第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（ 除 名 ）

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（ 会員資格の喪失 ）

- 第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 総正会員が同意したとき。

- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) その他、一般法人法が規定する事由が生じたとき。

(会員資格喪失による権利及び義務)

- 第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 会員がその資格を喪失したとしても、既に納付した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

- 第 13 条 総会は、一般法人法上の社員総会であって、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

- 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 計算書類及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の 1 週間前(一般法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には 2 週間前)までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、出席した総正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 20 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面により、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

2 前項の場合において、代理権を証明する書面は総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者の中より選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 5 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事会の決議をもって、前項以外の理事を業務執行理事とすることができる。
- 5 この法人に特別顧問を若干名置くことができる。なお、特別顧問は理事の推薦

により理事会の承認を得て選任する。

- 6 この法人に会員の中から、理事会の承認を得て、本法人の会務執行の補佐を行うための幹事を若干名置くことができる。

（ 役員を選任 ）

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（ 理事の職務及び権限 ）

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごと 4 か月超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（ 監事の職務及び権限 ）

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べることができる。

（ 役員任期 ）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解 任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任 の 免 除)

第 28 条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、この法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する

旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類を定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分の制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 44 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(細 則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、総会の決議を経て、別に定める。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第 46 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 47 条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。

愛知県名古屋市東区白壁五丁目 5 番地

(設立時の役員)

第 48 条 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 藤本 眞存、鈴木 龍、加藤 英治

設立時監事 田川 清

設立時代表理事 加藤 英治

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 49 条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 愛知県名古屋市東区白壁五丁目 5 番地

氏名 田川 清

住所 東京都港区西新橋 3 丁目 17 番 8 号

氏名 加藤 英治

以上、一般社団法人口腔インプラント生涯研修センターを設立するため、設立時社員田川清、加藤英治の定款作成代理人である司法書士石川幸太は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 1 年 6 月 24 日

設立時社員 田川 清

設立時社員 加藤 英治

東京都新宿区新宿一丁目 5 番 6 号

1 5 6 御苑ビル 4 階

上記 2 名代理人 司法書士 石川 幸太